

1 趣旨

豊中市における中学校・義務教育学校は17校あり、令和5年(2023年)7月現在、学校部活動数の運動部は276部配置している。昨年度に行った部活動実態調査では、運動部活動における専門的指導可能教職員は47.7%であり、半数以下であった。また、生徒数の減少により活動の縮小や休止、廃部に至る部活動があるなど、部活動の持続可能性の面で厳しさを増し、生徒の興味・関心に応じた部活動設置・運営に困難な状況がでてきている。

そこで本市では、市立中学校・義務教育学校の部活動が持続的に展開できるために、部活動の地域移行に取り組んでいる。部活動の地域移行を進めるにあたり、教育委員会や市長部局をはじめ、学校や関係団体等との連携強化を図り、配置校・部員数の少ない種目から取組を進めているが、その実現に向けた取組の過程として、新しい部活動の在り方である「拠点校方式による部活動」を実施することとなった。

2 目的

豊中市の市立中学校・義務教育学校に在籍する生徒のスポーツ・文化における多様なニーズに応え、学校・地域・保護者の理解と協力を得ながら、部活動地域移行を目指した拠点校方式による部活動を実施し、持続可能な部活動の実現を図る。

3 事業主体および実施主体

実施の事業主体は、豊中市教育委員会とする。実施主体は、豊中市立中学校・義務教育学校とする。

4 拠点校方式部活動に参加できる生徒の条件

- (1) 在籍校に希望する部活動がないこと。
- (2) 参加にあたっては、原則として教職員の引率を必要としないこと。
- (3) 在籍校から拠点校までの移動については徒歩を原則とし、保護者の責任で対応すること。やむを得ず自転車を使用したい場合、在籍校校長を通じて拠点校校長に相談すること。
- (4) 拠点校の部活動の方針や規約等に従って活動するとともに、部活動中は拠点校の校長の指導・責任の下、拠点校の指導に従うこと。
- (5) 在籍校及び拠点校両校の校長から承認が得られ、生徒・保護者の申し入れで同意書を交わすこと。

5 実施申請・承認について

拠点校方式部活動を実施する中学校・義務教育学校長(以下拠点校校長)は、教育委員会に拠点校方式部活動申請書(様式1)を提出する。

教育委員会は拠点校方式部活動許可書(様式2)の通知をもって、実施を認めるものとする。

6 承認後の申請について

- (1) 参加を希望する生徒が在籍する中学校・義務教育学校長(以下在籍校校長)は、条件に該当していることを確認したうえで(以下8参照)、参加申込書・同意書(様式3:本人・保護者記入)と指導

依頼書（様式４：在籍校校長記入）を作成し、拠点校校長に提出する。

(2) 拠点校校長はそれを承諾すれば、承諾書(様式５)を作成し在籍校学校長に送付する。

(3) 書類について、それぞれが保管することとする。

7 実施期間

原則として最長１年間（当該年度末まで）とする。

8 参加生徒の活動について

(1) 生徒は、拠点校における部活動の方針(活動日時、各大会や試合への参加等)に従う。

(2) 移動に関する経費は参加する保護者負担とし、保護者の責任により対応する。

(3) 在籍校の学習活動や行事などの日程が、拠点校の部活動と重なった場合、原則として在籍校の活動を優先する。

(4) 在籍校の部活動には参加できない。

(5) 生徒または保護者が、拠点校の部活動の方針に従わず、改善されない場合は、拠点校校長が生徒の活動を中止することができる。

(6) 大会等への参加については、主催者が定める大会要項に従うこと。

(7) バスケットボール、サッカー、バレーボール、ハンドボール、軟式野球、ソフトボール、アイスホッケーにおける中学校体育連盟の大会への参加については、中学校体育連盟が定める「複数校の合同チーム及び拠点校方式チームによる参加規程」に従う。また、豊中市中学校体育連盟の登録は拠点校で行い、各大会への参加にあたっての事務は、拠点校が行うものとする。

(8) 前各号のほか、拠点校方式部活動に関する生徒の活動については拠点校校長が決定することとし、必要に応じて在籍校校長と協議するものとする。

9 在籍校および拠点校の連携について

(1) 在籍校および拠点校は、連絡担当者を定め、生徒の状況について連絡をとること。

(2) 在籍校は、拠点校に対し、生徒の健康面での配慮事項や生徒指導上参考となる事項など情報を提供すること。

(3) 拠点校の管理職、顧問、養護教諭等関係者は、在籍校からの生徒情報を共有すること。

10 安全管理ならびに事故の対応について

(1) 拠点校方式部活動における事故対応や生徒指導等については、原則として拠点校で行い、必要に応じて在籍校と連携して対応する。

(2) 交通事故を除く移動中の事故及び活動中の事故に際して、独立行政法人日本スポーツ振興センターへの申請の手続き等を在籍校が行う。

(3) 移動に自転車を使用する場合など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの保険で対応しきれない部分が出てくることを想定し、各自保険に入ることを推奨するものとする。

11 実施校について

この要項に基づき、拠点校方式部活動を行う学校及び部活動は、別表に定める通りとする。

12 その他

- (1) 拠点校方式による部活動の設置について、近隣中学校への依頼を原則とする。
- (2) 在籍校及び拠点校両校の校長は、部活動の状況を共有し、双方協議の上申請すること。
- (3) 一つの学校に拠点校方式部活動が偏らないように、配慮すること。

附則

- 1 この要項は、令和6年(2024年)9月から施行する。
- 2 教育長は、社会情勢の変化などを勘案し、この要項の施行後一年おきに運用状況について検討を加えなければならない。

別表

適応年月	学校名	部活動名
令和 6 年(2024 年)10 月	豊中市立第十三中学校	ラグビー部
令和 7 年(2025 年)1 月	豊中市立第十二中学校	ラグビー部
令和 7 年(2025 年)4 月	豊中市立第十三中学校	ラグビー部
令和 7 年(2025 年)4 月	豊中市立第十二中学校	ラグビー部
令和 7 年(2025 年)4 月	豊中市立第十一中学校	陸上競技部